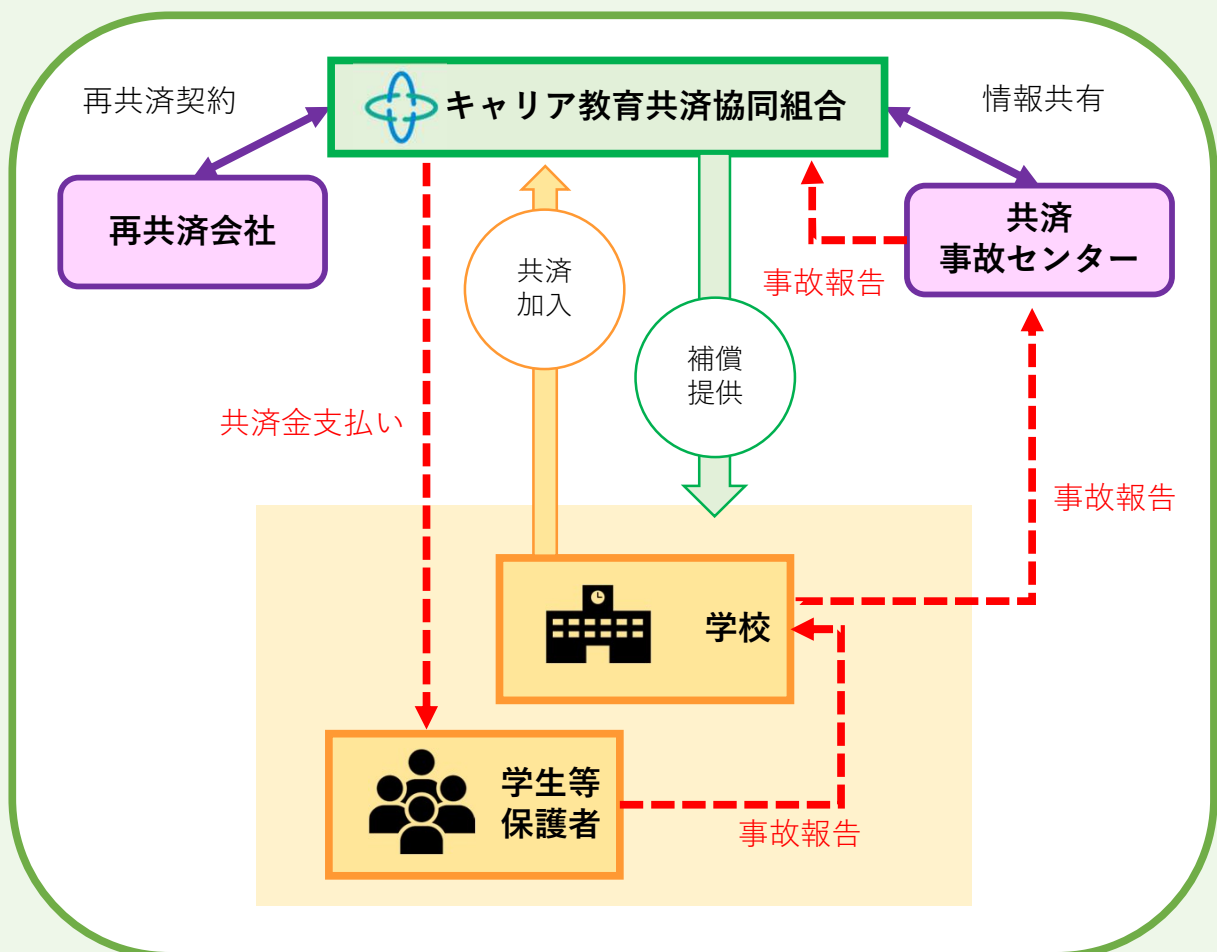


学生・生徒24時間共済

学生・生徒24時間共済 フロー図



●《学生・生徒24時間共済》はどんな制度？

日常生活における様々なリスクから、学生生活を守る学生サポート制度です。学生をとりまく環境は時代と共に変化します。近年では学生の年齢層や生活習慣もますます複雑化し、それに伴い起こる事故も多様化しています。《学生・生徒24時間共済》は、学生個々の任意加入ではなく、学校がすべての学生に等しく提供できる、安心・安全のための制度です。

※2016年度の運営開始以降、多くの賛同を受け、現在約250校の学校にご採用いただいております。
(2024年度時点)



●なぜ24時間補償？

安心して学生生活を送ってもらうためには学校内での事故を補償できれば十分でしょうか？学校内や通学中のみならず、アルバイト中やプライベートでの外出中など、日常生活のリスクは24時間続きます。近年では自転車事故などによって高額な賠償が必要になる事故も増えており、また学生の保護者の高齢化も進んでいるのが現状です。このような学校外でのリスクも補償できてこそ、学生生活の安心が保証されるのではないのでしょうか。

24時間補償は、学生・保護者にとっての『学校に通い続けられる安心』であるとともに、学校にとっての『学校に通い続けてもらう安心』にも繋がっています。



●どのような場合に支払われる？

《各プラン共通》

- ・学生がケガをして治療を受けた(熱中症や針刺し事故を含む)
- ・学生が死亡した、ケガにより後遺障害を負った
- ・学生が他人にケガをさせた、あるいは他人の物を壊した等で損害賠償責任を負った
- ・学生の保護者(保証人)が死亡した

《医療プラン》

- ・感染症に罹った
- ・学生が実習先の機械を誤って壊してしまった等の事故によって、学校が損害賠償責任を負った

《留学生プラン》

- ・日本国内での死亡・長期入院・遭難等により母国から家族を呼び寄せた
 - ・病気に罹り、治療を受けた(ワイドプランのみ)
- などの場合に共済金が支払われます。

※詳しくはP11以降をご覧ください。



①掛金の振込は4月15日まで

補償開始日は4月1日ですが、掛金のお振込期限は4月15日ですので、余裕をもったスケジュールでお手続きいただけます。



②名簿の提出が不要

加入者人数のご報告のみでご契約が可能です。加入者名簿の提出の必要はありませんので、契約時の事務負担が減らせます。

③暫定人数で契約⇒確定人数で精算

4月1日の補償開始に向け3月15日までのお申込が必要のため、暫定人数でのご契約が可能です。人数確定後の4月15日までに確定人数のご報告をいただき、改めて掛金精算を行います。また、年度途中にも人数の精算を行いますので掛金の無駄がありません。



④低コストで手厚い補償

共済制度は民間保険会社に比べて低コストでの運用が可能です。さらに加入人数による団体割引も適用することにより、24時間の手厚い補償と補償コストの削減を両立しました。

⑤剰余金の割戻

共済事業から剰余金が発生した場合、契約者である学校に掛金の一部を還元いたします。



⑥高い安全性を確保

大災害などによって高額な共済金の支払が発生しても安定した運営ができるよう、格付ランクA以上の優良な再共済会社を手配し、運営の安全性を確保しています。また、中小企業等協同組合法に基づき、毎年文部科学省に事業報告・会計報告をおこなうとともに、組合員へ向け適切なディスクロージャーをおこない、運営の透明性を保っています。



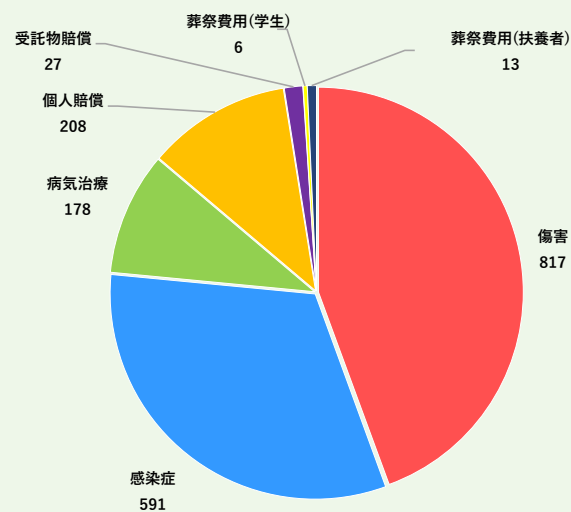
学生・生徒24時間共済の補償の内容



→詳細はP11以降をご確認ください。

事故データ

2023年度 事故件数 (計1840件)



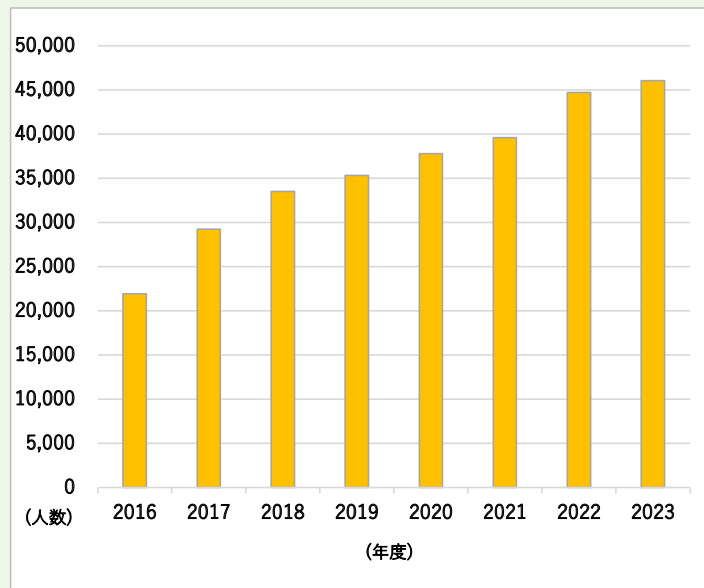
左のグラフは2023年度、ご報告いただいた事故(すべてのプランの合計)の項目ごとの内訳を示しています。例年ご請求件数が最も多いのは傷害による治療諸費用です。2023年度は新型コロナウイルスが第5類感染症に移行したことにより治療費用の自己負担が発生するようになった影響で、感染症によるご請求も目立ちましたが、同時に行動規制なども大幅に緩和され、学校内外問わず学生の皆様の活動も活発になったことから、傷害によるご請求件数もやはり高い水準となりました。

※感染症の補償は「医療プラン」、病気治療の補償は「留学生プラン(ワイド)」のみ補償の対象です。



学生数推移

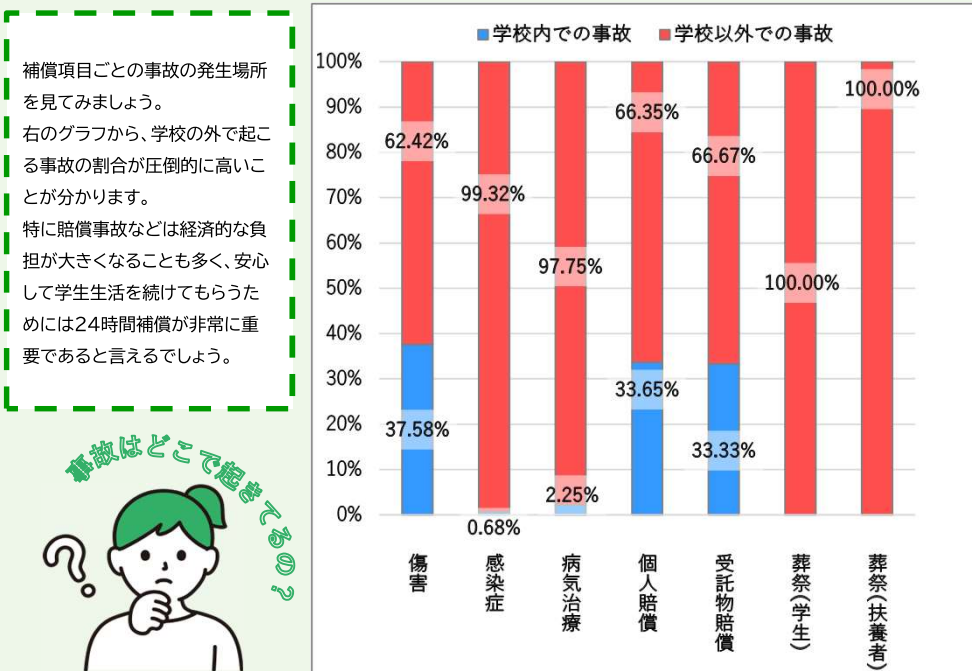
学生・生徒24時間共済 加入学生数推移



2016年の運営開始以来、多くの学校の賛同を受け、毎年加入学生数は増加しています。2023年度には、約4万6千名となりました。



2023年度 事故の発生場所



補償項目ごとの事故の発生場所を見てみましょう。右のグラフから、学校の外で起こる事故の割合が圧倒的に高いことが分かります。特に賠償事故などは経済的な負担が大きくなることも多く、安心して学生生活を続けてもらうためには24時間補償が非常に重要であると言えるでしょう。



基本プラン

基本的な補償項目を備えたプランです。
分野を問わず、多くの学校にお選びいただいています。

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

プラン	【補償対象】学生・生徒									【補償対象】扶養者			1名あたりの 共済掛金 (年間)						
	ケガ			ケガ・疾病による死亡			他人への損害賠償			ケガ・疾病による死亡									
	傷害死亡共済金	傷害後遺障害共済金	傷害治療諸費用共済金	葬祭費用共済金	賠償責任共済金	葬祭費用共済金													
	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合に補償します。 治療開始日を含め365日以内にかけた健康保険等適用後の自己負担額が対象。 交通費(原則公共交通機関)・差額ベッド代や、特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償の対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症に感染した場合の治療費用や検査費用を実費で補償	急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 (学生は自殺も含む) ※共済契約の始期の直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。	学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など、インターシップ中を含みます)や、その他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外	急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 学業支援として備えることができます。 ※自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用された場合に限りです。 ※共済契約の始期の直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。													
国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天					
ベーシック	140万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 30万円 限度			90万円			1事故 3,000万円 限度			50万円			6,870円 (20~99名)
																			6,500円 (100~499名)
																			6,140円 (500~999名)
ワイド	180万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			100万円			1事故 3,000万円 限度			80万円			8,880円 (20~99名)
																			8,410円 (100~499名)
																			7,940円 (500~999名)

国内補償 海外補償 天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があり、また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

医療プラン

基本的な補償項目に加え、医療分野特有のリスク（感染症や施設賠償責任）などの補償項目をプラスしたプランです。（医療分野以外の学校もご加入いただけます）

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

プラン	【補償対象】学生・生徒												【補償対象】 扶養者	【補償対象】学校			1名あたりの 共済掛金 (年間)											
	ケガ			感染症	ケガ・疾病 による死亡	他人への損害賠償	ケガ・疾病による 死亡	他人への損害賠償																				
	傷害死亡共済金	傷害後遺障害共済金	傷害治療諸費用共済金	感染症予防・治療諸 費用共済金	葬祭費用共済金	賠償責任共済金	葬祭費用共済金	施設賠償責任共済	個人情報漏えい 共済金																			
	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合に補償します。治療開始日を含め365日以内にかかった健康保険等適用後の自己負担額が対象。交通費(原則公共交通機関)・差額ベッド代や、特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償の対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症に感染した場合の治療費用や検査費用を実費で補償	感染症を直接の原因として、治療費用や検査費用・予防費用を負担した場合に補償します。健康保険等適用後の自己負担額が対象。	急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 (学生は自殺も含む) ※共済契約の始期の直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。	学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます)や、その他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外	急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 ※自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用された場合に限り、また、12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事に起因して、学校が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金をお支払いします。	共済期間中に日本国内の学生・生徒が実習先の個人情報や漏えいし、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合、また損害賠償責任を負ったことにより被る損害に対して共済金をお支払いします。 ※賠償請求が日本国内において提起された場合に限り、また、12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。																			
国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天					
ベーシック	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			補償なし			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			6,150円 (20~99名)
	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			50万円			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			5,820円 (100~499名)
	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			50万円			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			5,500円 (500~999名)
ワイド	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			50万円			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			8,410円 (20~99名)
	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			50万円			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			7,960円 (100~499名)
	200万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			50万円			1事故 1億円 限度			50万円			≪対人≫1名1億円 1事故3億円限度 ≪対物≫1事故・ 期間中1億円限度			1事故・期間中 300万円限度			7,520円 (500~999名)

国内補償
 海外補償
 天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があります。また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

留学生プラン

※24時間補償、国内・海外問わず補償、天災補償、熱中症危険補償特約つき

基本的な補償項目に加え、留学性特有のリスク(救援者費用)の補償をプラスしたプランです。ワイドプランは疾病治療費用が補償可能です。

プラン	【補償対象】 学生・生徒										1名あたりの 共済掛金 (年間)											
	ケガ			疾病	ケガ・疾病による死亡	他人への損害賠償	ケガ・疾病・遭難による 救済費用															
	傷害死亡共済金	傷害後遺障害共済金	傷害治療諸費用共済金	病気治療諸費用 共済金	葬祭費用共済金	賠償責任共済金	救援者費用共済金															
	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に補償します。 ★熱中症補償あり	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で治療をした場合に補償します。治療開始日を含め365日以内にかかった健康保険等適用後の自己負担額が対象。交通費(原則公共交通機関)・差額ベッド代や、特段の事情による費用(医療機関に移送する際の搬送費用等)も補償の対象です。 ★熱中症補償あり ★針刺し事故により感染症に感染した場合の治療費用や検査費用を実費で補償	疾病を原因として、日本国内で治療をした場合に補償します。健康保険等適用後の自己負担額が対象。	急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは疾病により死亡した場合に補償します。 (自殺も含む) ※共済契約の始期の直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合、また前述の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合は補償の対象外。	学校管理下の活動(正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます)や、その他日常生活(アルバイトを含みます)において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。 ※天災危険は補償対象外	日本国内での、死亡・入院(継続して14日以上入院)、遭難事故等で発生した費用(捜索救助費・家族の渡航費・ホテル代等)をお支払いします ※天災危険は補償対象外															
国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天	国	海	天					
ベーシック	160万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 30万円 限度			補償なし			100万円			1事故 3,000万円 限度			100万円			7,710円 (20~99名)
																						7,300円 (100~499名)
																						6,890円 (500~999名)
ワイド	300万円			程度により死亡共済金の4~100%			1事故 50万円 限度			1事故 50万円 限度			150万円			1事故 3,000円 限度			250万円			17,890円 (20~99名)
																						16,960円 (100~499名)
																						16,000円 (500~999名)

国内補償 海外補償 天災補償

※上記のプランは一例です。学校様のニーズにあわせてプランのご提案をさせていただきます。

海外旅行、海外留学の際のご注意

この補償制度は日本国内外を問わず補償しますが、海外での医療事情によりましては、より高額な補償額が必要な場合があります。また手荷物の盗難等に対処するための携行品損害補償や疾病治療に対処するための疾病治療費補償は組み込まれておりません。海外旅行や海外留学の際は、別途海外旅行用の保険にご加入いただくことをお勧めいたします。

学生・生徒24時間共済の詳細

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
傷害死亡共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 食中毒は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を補償します。主なものは、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ピロリ菌、ノロウイルス、A型肝炎ウイルス等があります。	共済金額の全額をお支払いします。 すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・学生・生徒・受取人の故意 ②学生・生徒の自殺、犯罪、けんか ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びて、もしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故 ④むち打ち症や腰痛で他覚症状がない場合 ⑤学生・生徒の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥学生・生徒の妊娠、出産、早産、流産、外科手術その他の医療処置（この共済で共済金を支払うべき傷害治療の医療処置を除く）
後遺障害共済金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、学生・生徒に事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 食中毒または特定感染症を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、共済金額を限度に次のとおり共済金をお支払いします。 共済金額×100%～4%	など
傷害治療諸費用共済金	学生・生徒が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、治療をした場合。	治療開始日からその日を含めて365日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等を、共済金額を限度に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度により支給された費用等を差し引いた実費を共済金としてお支払いします。	など
賠償責任危険共済金	学生・生徒が学校管理下の活動（正課・学校行事・課外活動など、インターンシップ中を含みます。）や、その他日常生活（アルバイトを含みます。）において、事故により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。また、学生・生徒の居住する住宅の使用・管理に起因する賠償事故も併せて補償します。	損害賠償金をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ●他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差し引いた額に対してのみお支払いします。	下記の事由により発生した損害に対しては共済金をお支払いできません。 ①学生・生徒の故意 ②学生・生徒が所有、使用、管理する他人の財物損壊に対する損害賠償 ③学生・生徒の職務に直接起因する損害賠償 ④学生・生徒の同居の親族に対する損害賠償 ⑤学生・生徒の心神喪失に起因する損害賠償 ⑥学生・生徒の闘争・自殺・犯罪行為に起因する損害賠償 ⑦車両（原付や電動キックボードを含む）、船舶、航空機の使用による損害賠償
葬祭費用共済金	学生・生徒または学生・生徒の扶養者が、傷害または疾病(注)により死亡した場合。 (注)疾病とは、傷害以外の身体の障害をいい、自殺は疾病に含みます。ただし、扶養者の自殺については、労働者災害補償保険法等の法令に基づく災害補償制度が適用された場合に限りです。	共済金額の全額をお支払いします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①学生・生徒または学生・生徒の扶養者が共済契約の始期の前直前12か月以内に医師の治療を受けた、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病が原因の場合。 また上記の疾病と医学的に因果関係のある疾病が原因の場合。 ②学生・生徒または学生・生徒の扶養者の故意による損害 ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びてもしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故による損害

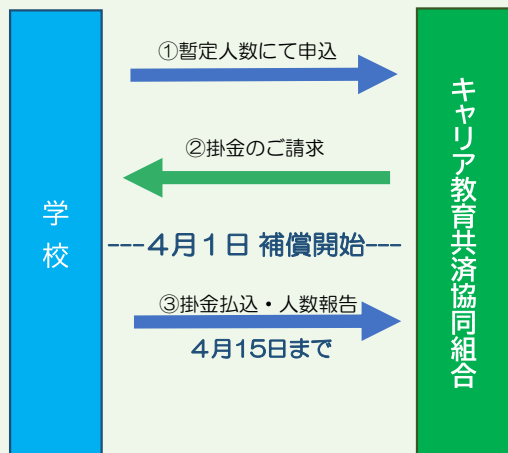
補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
救護者費用共済金	学生・生徒が共済期間中日本国内において次の①～④のいずれかに該当したことにより、共済契約者、学生・生徒または学生・生徒の親族が費用を負担した場合 ① 学生・生徒が搭乗している航空機・船舶が行方不明または遭難した場合 ② 急激かつ偶然な外来の事故により学生・生徒の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 ただし、学生・生徒の生死が確認できた後、もしくは緊急な捜索・救助活動が終了した後発生した右記(b)および(c)の費用は対象となりません。 ③ ケガ・疾病で死亡した場合 ・ケガが原因で、事故日から180日以内に死亡した場合 ・学生等が共済加入後に発病した疾病が原因で共済期間中に死亡した場合 ④ ケガ・疾病で入院した場合 ・ケガが原因で、継続して14日以上入院した場合 ・学生等が共済加入後に発病した疾病が原因で、継続して14日以上入院した場合	負担された下記(a)～(e)の費用をお支払いします。 (a)捜索救助費用 (b)現地との1往復の交通費 ただし、救護者2名分を限度とします。 (c)現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料。ただし、救護者2名分、かつ1名につき、14日分を限度とします。 (d)現地からの移送費用 (e)渡航手続き費用（パスポート印紙代、ビザ取得料等）および現地での諸雑費（交通費、電話料等）ただし、日本国外は20万円、国内は3万円を限度とします。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・学生・生徒・受取人の故意 ②学生・生徒の自殺、犯罪、けんか ③学生・生徒が法令で定める運転資格をもたないで、または酒気を帯びて、もしくは麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れのある状態で、自動車または原付バイク等を運転中に生じた事故 ④むち打ち症や腰痛で他覚症状がない場合 ⑤学生・生徒の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑥学生・生徒の妊娠、出産、早産、流産、外科手術その他の医療処置（この共済で共済金を支払うべき傷害治療の医療処置を除く）
★留学生プラン			など
留学生在疾病補償付プラン	留学生在が、疾病を原因として、日本国内で治療をした場合。	治療開始日からその日を含めて180日以内に負担した医療費、差額ベッド代、交通費等を、共済金額を限度に、公的医療保険制度または労働者災害補償制度により支給された費用等を差し引いた実費を共済金としてお支払いします。 ●差額ベッド代は1日につき1万円かつ、1回の入院につき5万円を限度とします。 ●交通費は、治療施設または機関を利用するために要したもので、組合が必要かつ合理的と認めたものに限りです。	下記が原因であるケガ、下記の症状の場合には共済金をお支払いできません。 ①契約者・留学生・受取人の故意により医師の治療を要したとき ②留学生の自殺、犯罪行為等により医師の治療を要したとき ③留学生の妊娠、出産、早産、流産等、外科手術その他の医療処置など ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の禁止薬物の使用により医師の治療を要したとき ⑤精神障害、アルコール依存または薬物依存により医師の治療を要したとき ⑥後天性免疫不全症候群（エイズ）により医師の治療を要したとき ⑦先天異常またはそれらに伴伴する病気により医師の治療を要したとき ⑧歯科疾病により医師の治療を要したとき ⑨責任開始日の前日までに発病した病気もしくはこれらと因果関係が認められる病気により医師の治療を要したとき ⑩留学生が学校に在籍しなくなった時以後に発病した病気により医師の治療を要したとき ⑪海外で治療したとき

学生・生徒24時間共済の詳細

補償の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金	お支払いできない主な場合
施設賠償責任共済金 (実習先賠償) ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、共済金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に当組合の承認が必要です。 ●他の補償契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の補償契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。	下記の事由により発生した損害に対しては共済金をお支払いできません。 ①学生・生徒の故意 ②他人の財物の破損、紛失、盗取もしくは詐取またはその使用の不能もしくは阻害 ③クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことよって生じた他人の経済的な損害 ④企業その他組織の信用既(き)損、信類の失墜またはブランドの劣化に起因する損害賠償請求 ⑤風評損害に起因する損害賠償請求 ⑥損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など
個人情報漏えい共済金 ★医療プラン	共済期間中に日本国内の学生・生徒が実習先の個人情報を漏えいし、学校が法律上の損害賠償責任を負った場合。 ●賠償請求が日本国内において提起された場合に限りです	損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故・期間中300万円を限度とします。	
初期対応費用共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、学校が初期対応の費用を負担した場合。	学校が初期対応費用として事故状況の調査・記録・事故現場取付け・通信費や見舞金(人身事故のみ)等で社会生活上妥当な額を負担した費用について共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故500万円/期間中1億円を限度(身体障害1名10万円限度)とします。	
訴訟対応費用共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で起こした賠償事故に起因して、第三者が学校に対して訴訟を裁判所に提起した場合。	訴訟対応するための学校が負担する社会生活上必要な費用に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1事故1,000万円/期間中1億円を限度とします。	
人格権侵害共済金 ★医療プラン	学生・生徒が日本国内の実習先で患者さんや病院スタッフに対して、不当な事由の侵害、名誉棄損やプライバシーの侵害等で起こした賠償事故に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いします。 ●お支払いする共済金については、1名50万円/1事故・期間中1,000万円を限度とします。	

特約の種類	内容
熱中症危険補償特約	日射または熱射により死亡または後遺障害が発生した場合もしくは医師による治療を要した場合に共済金をお支払いします。
受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約	学生が学校の備品を預かり自宅内、学校内またはインターンシップ先で保管している間、または預かっていた備品を日常生活上の必要に応じて一時的に自宅外に持ち出している間に破損、紛失もしくは盗難にあった場合に共済金をお支払いします。
感染症予防・治療諸費用特約 ★医療プラン	感染症(厚生労働省大臣官房統計情報部「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年度版)準拠」に記載された分類コードA00-B99)を直接の原因として負担した、次の場合の費用に対して、感染症予防・治療共済金をお支払いします。 ●学校や実習先で感染し、その感染症の治療の為に負担した治療費用(風邪は除く) ●学校や実習先で、感染した可能性がある場合の検査費用 ※但し、医師の指示指導によるもの 例) 実習先の受け持ちの患者さんがインフルエンザにかかり、感染の疑いがあるので、医師の指示により検査を受けた。 ←検査結果が陰性の場合も検査費用が対象となります。 ●学校や実習先で、感染の可能性が高い状況下であり、感染症予防処置が必要な場合の予防費用 ※但し、医師の指示指導によるもの 例) 実習先の受け持ちの患者さんがインフルエンザにかかっていた為、医師から発症前の予防措置としてインフルエンザ薬の処方を受けた。 ←感染症予防費用として薬の処方にかかった費用が対象となります。 例) 同居の家族がインフルエンザにかかり、学生本人も感染のおそれがあるので、病院で検査を行った結果、陰性であった。 ←検査費用も治療費用も対象となりません。 ※この場合の検査の結果、陽性の場合は、治療費用のみ感染症治療費として対象となります。
特定感染症危険「後遺障害共済金、入院共済金および通院共済金」補償特約	『感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律』における下記1類から3類の感染症を発症した結果、後遺障害の状態となった場合に共済金をお支払いします。 1類感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ベスト、マールブルク病、ラッサ熱 2類感染症: 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る) 3類感染症: コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、バラチフス ※入院共済金および通院共済金は幼稚園プランのみ補償対象となります。

ご契約時



補償開始は4月1日ですが、掛金の払込や確定人数のご報告の期限は4月15日です。また、お申込・ご契約に際して加入者名簿を提出いただく必要はございませんので、年度末から年度初めにかけての繁忙期の業務負担を減らすことができます。



- ※補償の開始は4月1日です。
- ※③の人数報告で暫定人数から増減がある場合は、5月に掛金の精算を行います。
- ※10月15日(11月精算)、3月1日(3月精算)にも人数のご報告をいただき掛金の精算をおこないます。

ご契約・事務手続きについて

1. 掛金は学生が直接組合へ振込みをするのですか？

ご契約者は学生個人ではなく、学校(法人)ですので、学校(法人)からご加入人数分の掛金を払込んでいただけます。学生に掛金の負担をいただく場合は『諸雑費』や『安全管理費』等の費用の中から対応する旨ご案内下さい。

2. 加入証書などは学生個々に発行されますか？

ご契約者は学校(法人)ですので、加入証書は学校(法人)へ1通のみ発行いたします。

3. 年度途中での契約は可能ですか？

補償開始は4月1日ですので前年度中のお申込みをお願いいたします。年度途中での新たなご契約はできません。すでにご契約いただいている学校様で、年度途中で入学があった場合は、人数報告をいただくことにより、補償対象者とすることが可能です。

補償内容・事故発生時のご請求について

1. 治療諸費用の請求には診断書が必要ですか？また入院や手術をしない場合も補償されますか？

治療費用のご請求の際は、通常医療機関で支払った際の領収証(原本)でお手続きが可能で診断書のご提出は不要ですが、ご請求金額によっては診断書のご提出をお願いする場合がございます。入院や手術を伴わない、通院のみの治療費についても補償の対象です。

2. 治療諸費用で対象となる交通費とはどんなものですか？

通院のための交通費(原則として公共交通機関の交通費)で、組合が合理的と認めたものについて、お支払いをさせていただきます。通学やその他の目的の交通費は含みません。

3. 個人で参加したボランティアやインターンシップ先での事故は補償されますか？

はい。24時間補償ですので学校管理下・管理下外かは問わず、補償の対象となります。

4. 臨地実習の参加前に感染症の検査(予防接種)を受ける必要がありますが、その費用は補償されますか？(医療プラン)

臨地実習参加前の感染有無の確認のための検査や予防接種の費用は補償の対象とはなりません。

5. 学生が住んでいる寮の部屋の窓ガラスを割ってしまった場合、修理費用などは補償されますか？

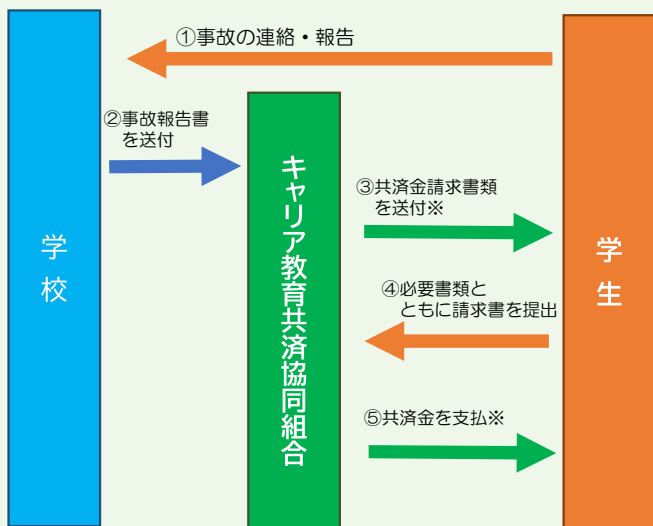
学生ご自身が住んでいる部屋の中のもの壊してしまった場合は共済の賠償責任共済金(個人賠償)では補償の対象となりません。別途、借家人賠償の保険にてご対応下さい。

その他

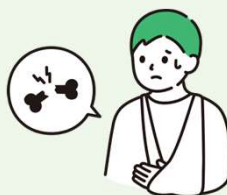
1. 条例で自転車保険の加入が義務となっていますが、この共済に加入していれば大丈夫ですか？

国土交通省および各自治体は、自転車事故により相手にケガなどを負わせてしまった場合の賠償費用に備えるため、自転車保険の加入を促進しており、また多くの自治体では条例にて義務と定めています。共済では、通学中の事故に限らず24時間の事故が補償の対象となりますので、条例における「自転車保険の加入」の要件を満たします。

事故発生時



事故のご報告書は、学生の在籍確認のため、必ず学校からご提出をいただけます。共済金のお支払いは、学生あるいは保護者(賠償事故の場合は相手方)へ直接お支払いします。



- ※③送付先を学校に指定していただくことも可能です。
- ※⑤賠償事故の場合は相手方へ直接お支払いします。

事故例

【賠償責任共済金】

学生が自転車で走行中、高齢の歩行者に衝突。
相手が後遺障害を負った。



共済金支払額
500万円

【傷害治療諸費用共済金】

自宅の階段から落下し、足を骨折した。

共済金支払額 **13万6,000円**

【傷害治療諸費用共済金】

調理実習で野菜を切っているときに、誤って指を切ってしまった。

共済金支払額 **2,500円**

【傷害治療諸費用共済金】

課外活動中に転倒し、手と足を打撲した。

共済金支払額 **7,500円**

【傷害治療諸費用共済金】

インターンシップ先の動物病院で診察中、犬に腕を咬まれた。

共済金支払額 **5,700円**

【傷害治療諸費用共済金】

体育祭のリレー完走後にめまいがあり病院を受診。熱中症と脱水症状により入院した。

共済金支払額 **3万7,000円**

【葬祭費用共済金（扶養者）】

学生・生徒の保証人である父親が病気で死亡した。

共済金支払額 **50万円**

【賠償責任危険共済金】

凍った路面で転倒し、学校から借りているノートパソコンを破損させてしまった。

共済金支払額 **5万円**

【賠償責任危険共済金】

実習先の病院で医療器具を誤って落としてしまい破損させてしまった。

共済金支払額 **15万円**

医療プラン

【感染症予防・治療諸費用共済金】

38℃の発熱があり病院を受診、新型コロナウイルスと診断された。

共済金支払額 **5,000円**

留学生疾病補償プラン

【病気治療諸費用共済金】

腹痛が酷く病院を受診、胃炎と診断された。

共済金支払額 **1万8,000円**

【お支払いができない場合】

- 〔治療諸費用〕 友達とケンカをして傷害事件をおこし、ケガをした。
 - 〔治療諸費用〕 飲酒して原付で帰宅中、電柱にぶつかって負傷した。
 - 〔賠償責任〕 バイクやマイカー、電動キックボードを運転中に通行人をはねてしまった。
 - 〔賠償責任〕 サッカーの試合中、相手の選手をケガさせてしまった。
 - 〔賠償責任〕 アルバイト先で他の従業員にケガを負わせてしまった。
 - 〔賠償責任〕 自身が業務委託を受けて配達業務を行っている時に自転車で通行人をはねてしまった。
- ↳ 業務委託はアルバイトではなく学生個人の個人事業であるため、学生自身の職務遂行に起因する賠償事故(請負賠償)となり対象外

